

公募型プロポーザルに係る手続開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

本事業に係る契約の締結は、当該事業に係る令和6年度予算が成立し、予算配当がされることを条件とします。

令和5年11月24日
世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

「英語体験出張教室」実施等業務委託（単価契約）

(2) 目的

小学校の児童等の英語によるコミュニケーション能力の向上を図ることを目的に、世田谷区立小学校で外国語活動等の時間に「英語体験出張教室」を実施する業務を委託する。

(3) 履行期間（予定）

履行期間は、契約締結の日から令和7年3月31日までとする。

ただし、契約については、令和6年度予算配当を条件とする。令和7年度及び令和8年度についても、引き続き同じ事業者と委託契約を締結することがある。その場合、契約は単年度ごととし、各年度において本契約に係る予算の配当があること及び該当年度の前年度の履行実績が良好であることを条件とする。その際の委託業務の予定数量については、その都度協議するものとする。

また、予算の削減、減額、区が履行実績に問題があると認めるとき、引き続きの委託契約締結に向けた協議において合意に至らなかったとき等は、翌年度以降の契約を締結しない場合がある。

(4) 業務内容

別紙「「英語体験出張教室」実施等業務委託（単価契約）業務内容(案)」と同程度の業務内容とする。

2 参加資格

次の要件をすべて満たす法人であること。

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及びそれらの者と関係を有する者ではないこと。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがされていないこと。
- (6) プライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントの認証を受けていること。

3 提案限度額

19,643,030円（税込）

別紙「英語体験出張教室」実施等業務委託（単価契約）業務内容(案)」の7予定数量に基づき積算し、積算内訳として、単価とそれぞれの予定件数を記載すること。

受託経費見積書の見積金額が上記限度額を超えている場合は失格とする場合があります。

4 提案条件説明書の交付期間、場所及び方法

(1) 提案条件説明書の交付期間

令和5年11月24日（金）から令和5年12月1日（金）までの土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで

(2) 交付場所

世田谷区教育委員会事務局教育指導課
〒154-8504 世田谷区世田谷4丁目21番27号
（世田谷区役所第1庁舎4階44番窓口）

(3) 交付方法 希望者への直接無償交付及び区ホームページでの公開

5 参加表明書の提出期限、提出先及び方法等

(1) 期 限

令和5年12月1日（金）午後5時まで

(2) 提出先

世田谷区教育委員会事務局教育指導課
4(2)のとおり

(3) 提出書類及び部数

様式1「参加表明書」【原本 1部】

(4) 辞退

参加表明後に、何らかの事情により辞退する場合は、様式2「公募型プロポーザル参加辞退届」を提出すること。

6 提案書の提出者を選定する基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。参加資格の有無を確認後、12月5日までに、招聘通知をメールで送付する。

7 本件担当部課

〒154-8504 世田谷区世田谷4丁目21番27号
世田谷区教育委員会事務局教育指導課 市川

(世田谷区役所第1庁舎4階44番窓口)

電話：03 - 5432 - 2706 ファクシミリ：03 - 5432 - 3041

E-mail: SEA02251@mb.city.setagaya.tokyo.jp